

# 大館市

国民健康保険  
福祉医療制度  
後期高齢者医療

# あんない

平成27年 6月号

編集と発行 大館市 市民部 保険課 ☎43-7046

## いつもの薬、見直してみませんか？

病院で処方されたものの、適切に服用されずに家庭に残った薬を「残薬」といいます。ついつい飲み忘れてしまった、薬の種類が多くてどれをいつ飲めばいいかわからなくなったなど、経験のあるかたも多いのではありませんか？

厚生労働省の調査では、この残薬は処方された薬の約24%、金額にすると年間475億円に上り、高齢者に多い傾向があります。

特に慢性的な病気のかたは、薬を適切に服用できないと病気が治らなかつたり悪化したりして、更に別の薬を処方されてしまう場合もあります。

医療費の節約と自身の健康のために、ご家庭にある薬を一度整理してみましょう。



### 飲み残した薬があるときは…

- ・ 医師や薬剤師に相談する
- ・ 家族や友人・知人にあげない
- ・ 同じ症状が出ても、以前処方された薬を服用しない

※処方された薬は、用法・用量に従って必ず飲み切ってください。症状が良くなっても、自己判断で服用を中止するのはやめましょう。



### 薬の飲み合わせに注意しましょう



薬は飲み合わせによって、副作用が出たり薬の効き目が強くなったりします。複数の病院を受診する場合は、お薬手帳を活用するなどして、飲み合わせに注意してください。

また、市販薬やサプリメントであっても、普段から服用しているものがある場合は忘れずに医師や薬剤師に伝え、薬の重複や飲み合わせを確認してもらいましょう。

### 今号の内容

- ◆平成27年度国民健康保険税……………2・3
- ◆国民健康保険税の軽減など……………4・5
- ◆我が家の保険税はいくら？……………6
- ◆福祉医療費受給者証更新のお知らせ……7
- ◆健康だより……………8

### その薬、ジェネリックにしてみませんか？

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れた後に、新薬と同じ量の同じ有効成分で作られています。効き目や安全性は新薬と同じですが、値段は半額程度になります。

また、水なしで飲める・苦みが少ないなど、製薬会社の様々な工夫により、新薬よりも飲みやすく便利な場合もあります。

今飲んでる薬がジェネリックに変更できるか、病院や薬局で相談してみませんか。



## 平成27年度

## 国民健康保険税の税率をお知らせします

問 税務課市民税係 ☎43-7033

## ◇27年度の税率◇

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.43%	21,000円	19,000円 特定世帯 <sup>注1</sup> 9,500円 特定継続世帯 <sup>注2</sup> 14,250円	520,000円
後期高齢者 支援金分	2.35%	6,000円	5,000円 特定世帯 2,500円 特定継続世帯 3,750円	170,000円
介護分	2.5%	7,900円	5,600円	160,000円

注1 後期高齢者医療制度に移行したため国保の資格を喪失したかたが同じ世帯にいる、加入者が1人の世帯。

注2 特定世帯に該当した月から5年経った世帯(移行後3年間)。

## 保険税が国保を支えています

国民健康保険(国保)に加入しているかたが医療機関を受診すると、自己負担分以外の費用は国保が負担します。その財源として、加入している皆さんが納めている国民健康保険税(保険税)が最も重要な柱となっています。

日本では、職場の健康保険などに加入しているかた以外は全て国保に加入し、保険税を納めなければならないと定められています。保険税の未納があると、国保制度そのものが成り立たなくなります。

国保に加入している皆さんの納める保険税が、国保を支えているのです。

## 保険税の特別徴収とは？

保険税の特別徴収は、保険税を年金からの引き落としで納める方法です。対象になるのは次の全てに該当する世帯主です(手続きは必要ありません)。

- ・65歳以上75歳未満の国保加入者であること
- ・年額18万円以上の老齢年金等を受給していること
- ・同じ世帯の国保に加入しているかたが全員65歳以上75歳未満であること
- ・世帯主本人の介護保険料と保険税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること

※世帯主が75歳になる年度は特別徴収を行えませんので、納付書による納付や口座振替をご利用ください。

## 保険税の納付方法を変更するとき

保険税の納付方法を、特別徴収から口座振替に変更することができます(納付書での現金納付への変更はできません)。

## 手続き方法

- ①金融機関へ口座振替の申し込みをします(既に申し込んでいる場合は必要ありません)。
- ②次のものを持参して下記の受付場所で手続きします。
  - ・口座振替申込書の本人控え等(口座振替の申し込みが済んでいることが分かるもの)
  - ・印鑑(認め印可)
  - ・保険税の納税通知書(納付書)

## 受付場所

市役所税務課市民税係

比内総合支所総務係

田代総合支所市民生活係

※過去の保険税の納付状況によって、変更が認められない場合があります。

※納付方法で税額が変わることはありません。

## 納付書は世帯主宛てに送付します

平成27年度保険税の納税通知書(納付書)は、7月中旬に世帯主宛てに郵送します。

納付書の金額と納付方法、納期限などを確認し、納め忘れのないようお願いいたします。



# 国民健康保険税の計算方法



	医療分 すべての国保加入者	支援金分 すべての国保加入者	介護分 40歳以上65歳未満のかた(該当者)
①所得割 世帯の所得に応じて計算	$(\text{加入者の注基礎控除} - 26\text{年中の所得} - (33\text{万円})) \times 8.43\%$ *加入者ごとに計算します。	$(\text{加入者の基礎控除} - 26\text{年中の所得} - (33\text{万円})) \times 2.35\%$ *加入者ごとに計算します。	$(\text{該当者の基礎控除} - 26\text{年中の所得} - (33\text{万円})) \times 2.5\%$ *該当者ごとに計算します。
②均等割 世帯の加入者数に応じて計算	加入者数 $\times$ 21,000円	加入者数 $\times$ 6,000円	該当者数 $\times$ 7,900円
③平等割 1世帯につきいくらと計算	1世帯につき 下記以外の世帯 19,000円 特定世帯 9,500円 特定継続世帯 14,250円	1世帯につき 下記以外の世帯 5,000円 特定世帯 2,500円 特定継続世帯 3,750円	該当者がいる世帯は 1世帯につき 5,600円
II	課税限度額 1世帯 52万円	課税限度額 1世帯 17万円	課税限度額 1世帯 16万円
年税額 ①+②+③	平成27年4月から平成28年3月まで		
	<b>国民健康保険税(保険税)</b>		

## 年度の途中に加入・脱退した場合

所得割・均等割をその年度の加入月数で月割計算します。世帯全員が中途加入・脱退した場合は、平等割も同様に月割計算します(加入月数とは末日に国保資格がある月の合計です)。

### ●途中で加入したとき

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{加入した月から年度末までの月数}}{12\text{カ月}}$$

### ●途中で脱退したとき

$$\text{年間保険税} \times \frac{4\text{月から脱退月の前月までの月数}}{12\text{カ月}}$$

## 年度の途中に40歳になるかた

40歳になった月(1日が誕生日の場合はその前月)分から医療分と支援金分に介護分を加算した保険税を納付していただくことになります。

例えば 7月1日生まれ 7月2日生まれ  
▼ ▼  
6月分から介護分を納めます。 7月分から介護分を納めます。

## 年度の途中に75歳になるかた

保険税は、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの月数で月割計算しています。

## 年度の途中に65歳になるかた

### 保険税

保険税の介護分は、あらかじめ65歳の誕生日の前月(誕生日が1日のかたはその月の前々月)分までの月数で月割計算しています。

### 介護保険料

65歳になった月(誕生日が1日のかたはその前月)分からの介護保険料は、保険税とは別に長寿課から送付される納付書で納付してください。

65歳になった翌年からの納付方法は、老齢年金等の年額などで異なります。

年金の年額が  
18万円以上のかた

年金の年額が  
18万円未満のかた

年金の支払いの際に、介護保険料があらかじめ引き落としされます(特別徴収)。  
納付書や口座振替で納付します。

### 介護保険料についてのお問い合わせ

長寿課介護保険係 ☎43-7055

# 国民健康保険税の軽減・減免制度

## 国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保加入していない世帯主も含む)及び国保加入者全員の平成26年中の合計所得が一定基準以下の場合、保険税の一部(均等割、平等割)を軽減します。

平成26年中の所得で判定しますので、申請は不要です。詳しくは5ページをご覧ください。

## 国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいる世帯の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいても、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

保険税の5割軽減と2割軽減の判定基準は、国保加入者の人数によって異なります。

国保から後期高齢者医療制度に移行したかた(特定同一世帯所属者)も軽減判定に含めることで、軽減判定の基準が今までどおりになります。

## 会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者だったかたの減免

被用者保険の本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であったかたが国保に加入した場合(加入時に65歳以上のかた。旧被扶養者と言います)の減免の制度があります。

減免後の保険税の額は次のとおりです。

所得割額	免除により0円
均等割額	軽減分を含めて基本額の半額
平等割額(特定(継続)世帯を除く) 国保加入者が旧被扶養者のみの場合	軽減分を含めて基本額の半額

国保加入手続きの際に旧被扶養者であると判明した場合は、国保加入手続きをすれば減免申請があったものとみなされます。国保加入の際に次のものをお持ちください。

- ・被用者保険の被扶養者でなくなったとき → 「資格喪失証明書など」
- ・転入により国保加入するとき → 「旧被扶養者異動連絡票」

## 失業したかたの保険税の軽減制度

解雇や会社の倒産など、非自発的理由で失業した65歳以下のかたの保険税が軽減されます。

この軽減制度の適用を受けるためには申請が必要ですので、ご相談ください。

お問い合わせ 保険課国保係 ☎43-7047

## 保険税の納付が困難なかたへ

保険税の納付が困難なかたへは、納税相談を行っています。

お問い合わせ 収納課収納係 ☎43-7036

## 国民健康保険税の減免申請

保険税の軽減制度とは別に、やむをえない事情により保険税の納付が著しく困難な場合には減免(一部または全部)する制度があります。

対象となるのは次のようなかたです。

- ・生活保護基準と比較して、その基準に満たないかた、または同程度のかた
- ・失業や疾病などで収入が著しく減少し、生活が非常に困難になったかた
- ・風水害などの災害で、所有する財産に被害を受けたかた



## 軽減判定の基準

- ① 4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の平成26年中の合計所得<sup>注</sup>で判定します。
- ② 4月2日以降に国保加入した世帯や世帯主変更があったときは、その時点で判定します。
- ③ 平成26年12月31日時点で65歳以上の公的年金所得者については、公的年金等所得から15万円を控除した額で判定します。

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の26年中の合計所得	軽減割合
330,000円以下の場合	7割軽減
(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×260,000円+330,000円以下の場合	5割軽減
(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×470,000円+330,000円以下の場合	2割軽減

## 軽減額

保険税の軽減額は次のとおりです。

区分		軽減割合		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割		
医療分	下記以外の世帯	14,700円	13,300円	10,500円	9,500円	4,200円	3,800円		
	特定世帯		6,650円		4,750円		1,900円		
	特定継続世帯		9,975円		7,125円		2,850円		
支援金分	下記以外の世帯	4,200円	3,500円	3,000円	2,500円	1,200円	1,000円		
	特定世帯		1,750円		1,250円		500円		
	特定継続世帯		2,625円		1,875円		750円		
介護分	共通	5,530円	3,920円	3,950円	2,800円	1,580円	1,120円		

基準に該当する場合、次の計算式の金額を保険税から軽減します。

$$\text{国保加入者数} \times \text{均等割軽減額} + \text{平等割軽減額} = \text{軽減額}$$

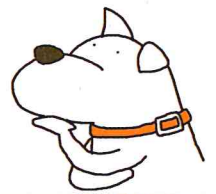
※国保加入者が4人の世帯(特定<継続>世帯以外)が5割軽減に該当する場合の医療分は

$$\left( \frac{\text{国保加入者数}}{4人} \right) \times \left( \frac{\text{均等割軽減額}}{10,500円} \right) + \left( \frac{\text{平等割軽減額}}{9,500円} \right) = 51,500円$$

51,500円が軽減されます。

また、年度の途中で国保に加入した世帯の場合、保険税額は次のようになります。

$$(\text{年間保険税額} - \text{軽減額}) \times \frac{\text{国保加入月数}}{12} = \text{保険税額}$$



## 平成27年度の納期限

納付書による納付や口座振替納付のかたは、8回に分けて納めることになっています。  
特別徴収(年金からの引き落とし)のかたは、年金支給月に引き落とされます。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限 (口座振替日)	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	2月29日

計算してみよう!

# 我が家の保険税はいくら?



世帯内に40歳以上65歳未満のかた(介護保険の第2号被保険者)がいる場合は、医療分+支援金分+介護分の合計額が年間の保険税額です。

いない場合は、医療分+支援金分の合計額が年間の保険税額になります。

**医療分**  
全ての国保加入者

**支援金分**  
全ての国保加入者

**介護分**  
40歳~64歳のかた

## 1. 所得割・・・所得に応じて計算します ※加入者ごとの算定額がマイナスのときは0円とします。

$(\text{国保加入者の26年中の所得} - 33\text{万円}) \times 8.43\%$	算定額
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 8.43\%$	円
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 8.43\%$	円
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 8.43\%$	円
計	① 円

$(\text{国保加入者の26年中の所得} - 33\text{万円}) \times 2.35\%$	算定額
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 2.35\%$	円
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 2.35\%$	円
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 2.35\%$	円
計	⑥ 円

$(\text{該当者の26年中の所得} - 33\text{万円}) \times 2.50\%$	算定額
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 2.50\%$	円
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 2.50\%$	円
$(\text{ } - 33\text{万円}) \times 2.50\%$	円
計	⑪ 円

## 2. 均等割・・・世帯の国保加入者数、介護該当者数に応じて計算

加入者数	②
$\text{ } \text{人} \times 21,000\text{円}$	円

加入者数	⑦
$\text{ } \text{人} \times 6,000\text{円}$	円

該当者数	⑫
$\text{ } \text{人} \times 7,900\text{円}$	円

## 3. 平等割・・・1世帯につきいくらと計算 ※平等割については2ページをご確認ください。

1世帯につき 19,000円または9,500円 (特定継続世帯は14,250円)	③
円	

1世帯につき 5,000円または2,500円 (特定継続世帯は3,750円)	⑧
円	

該当者がいる場合は 1世帯につき5,600円	⑬
円	

## 4. 軽減額・・・該当世帯 ※軽減額については5ページをご確認ください。

軽減割合により	④
円	

軽減割合により	⑨
円	

軽減割合により	⑭
円	

## 5. 年税額・・・平成27年4月～平成28年3月 ※100円未満は切り捨て

$\text{①} + \text{②} + \text{③} - \text{④} = \text{⑤}$ (限度額52万円)	⑤
円	

$\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧} - \text{⑨} = \text{⑩}$ (限度額17万円)	⑩
円	

$\text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} - \text{⑭} = \text{⑮}$ (限度額16万円)	⑮
円	

平成27年4月から 平成28年3月まで	<b>国民健康保険税(保険税)</b>	$\text{⑤} + \text{⑩} + \text{⑮} =$	円
------------------------	---------------------	------------------------------------	---

※保険税は前年の所得をもとに計算しますので、所得税や市県民税の更正、所得金額の変更等により、税額が変更になることがあります。

# 福祉医療費受給者証を更新します

現在お持ちの受給者証の有効期間が平成27年7月31日までで、受給者証が自動更新となっているか<sup>\*</sup>には、8月1日から有効の受給者証を7月下旬にお送りします。該当しないかたには非該当のお知らせをお送りします。

## ※受給者証の自動更新

下記に該当する受給者証が自動更新の対象です(更新申請書は送付しません)。

- 「乳幼児及び小学生」の受給者証(受給者番号が「3」で始まる受給者証)
- 「ひとり親家庭の児童」の受給者証(受給者番号が「5」で始まる受給者証)
- 「重度心身・高齢身体障害者」の受給者証(受給者番号が「8」で始まる受給者証)

※ただし、受給者証の有効期限が身障手帳・療育手帳の再判定月末となっていて、新しい手帳が交付された場合は、改めて受給者証の交付申請が必要です。

- ・受給者証の更新の際は、受給者などの健康保険の加入状況や平成26年中の所得などを確認します。
- ・平成27年1月2日以降に大館市に転入した場合など、他市町村の所得課税証明書の提出が必要なかたには、6月中に通知します。
- ・現在の健康保険の加入状況や、平成26年中の所得などが確認できないときは、受給者証を交付できないことがあります。
- ・所得制限により受給者証を交付できないことがあります。

## 福祉医療制度の対象になるかた

下記に該当すると思われるが現在受給者証を持っていないかたは、保険課医療給付係・比内総合支所市民生活係・田代総合支所市民生活係で申請してください。

対象区分	対象となるかた	所得制限など
乳幼児及び小学生	小学生までの児童 (小学校修了年度の3月31日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児には所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。</li> <li>・3歳以降は所得制限がありますが、所得制限により受給できないかたも入院時に限り受給できます。※申請が必要です。</li> </ul>
ひとり親家庭の児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の児童</li> <li>・父母のいない児童</li> <li>・父または母が身体障害者手帳1～2級程度または障害のため労働が不可能であり、かつ常時の介護や監視が必要な状態にある家庭の児童</li> </ul> ※18歳の年度末まで該当。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。</li> <li>・会社などの健康保険(被用者保険)の本人(被保険者)は受給できません。</li> </ul>
重度心身障害(児)者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級の所持者</li> <li>・療育手帳Aの所持者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険の被保険者は所得制限があります。</li> </ul>
高齢身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳4～6級を所持している満65歳以上のかた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限があります。</li> <li>・被用者保険の被保険者は受給できません。</li> </ul>

### 6月は食育月間です

# 「おいしい」笑顔が生まだす元気なおおだて

問い合わせ 健康課 ☎42-9055

「食べること」は、生きていくためには無くてはならないものであり、心身の健康にも大変関係の深いものです。

市では、「食」に関する様々な経験や知識の習得を通して、健全な食生活を実践できる人を育てる「食育」を進めるため、「第2次大館市食育推進計画」を策定しました。

家庭や就学前施設、学校、地域など様々な場面で「食育」を実践することで心身の健康を目指すとともに、地域の食材や食文化を見直しましょう。



#### 食育推進の基本方針

- 共食の推進……………大切にしよう、家族や仲間と囲む「食卓」
- 「食」を通じた健康づくり……………良い「食」で作ろう、元気な心と身体
- 地産地消の推進と食文化の継承……………味わおう、伝えよう 大館の「食」
- 連携の推進……………みんなで広げよう 「食育」の輪



#### 取り組み例

##### 家庭

- ・ 家族、仲間と楽しく食事
- ・ 望ましい食生活※の実践
- ・ 地域の食に関する行事などへの積極的参加

※望ましい食生活とは  
バランスの良い食事や減塩の  
実践、あいさつなどのマナー  
を大切にした食事の実践など

##### 就学前施設・学校

- ・ 食に関する授業や指導
- ・ 地場産食材を活用した給食の提供
- ・ 給食だよりなどでの情報提供
- ・ 野菜などの栽培体験、農業体験
- ・ クッキング体験

##### 地域

- ・ 直売所、小売店、食育ボランティアなど  
による農業体験事業や食育教室

### 連 携

##### 行 政

- ・ 食育の普及啓発
- ・ 食を通じた健康づくりの推進
- ・ 地産地消の推進
- ・ 市民や食育ボランティアの取組の支援
- ・ 食の安全安心に関する情報共有と相互理解の推進
- ・ 関係部門の連携による食育の推進

◎食育推進の基本方針、取り組み例は第2次大館市食育推進計画より一部抜粋。

食に関することで心掛けていること



(平成26年度 食に関するアンケート調査)

#### ～大館の味、地場産物を見直し味わおう～

平成26年度に健康課で実施した「食に関するアンケート調査」の結果(左表)では、「地産地消」「郷土料理や伝統料理を食卓に出すこと」を心掛けていると答えた人は他の項目と比べて少ない状況でした。

食育推進計画は、地産地消促進計画としても位置付けており、地場産の活用を進めています。

地域の旬の食材を積極的に活用しましょう。

